



令和8年7月14日

中東情勢を踏まえた中小企業者経営支援 及び物価高騰対策の実施について

中東情勢の影響を踏まえ、新たな区民及び区内事業者を支援する「せたがやP a y ポイント還元の拡充」、「新たな融資あっせん制度の創設」を実施します。

1 主旨

ホルムズ海峡の事実上の封鎖による区民や事業者への影響調査結果を踏まえ、新たな区民及び事業者支援を実施する。

2 新たな区民及び区内事業者支援について

調査結果では、価格高騰により区民生活に影響が生じていること（地域経済循環の停滞リスク）及び価格高騰に加え、資材不足などにより区内事業者の経営に影響が生じていること（事業継続リスク）を確認した。

これらを踏まえ、中東情勢の影響を受けている区民及び区内事業者への支援として、以下の事業を実施する。

（1）せたがやP a y ポイント還元の拡充

【主な内容】

①支援拡充内容

対象月	当初スキーム		対象月	支援拡充後スキーム	
	還元率	還元上限額／月		還元率	還元上限額／月
8月	最大3%	1,000 ポイント／月	8月11日～ 10月10日	最大10%	10,000ポイント／月
9月					
10月					
11月			10月11日～ 12月31日	最大5%	3,000ポイント／月
12月					

※予算上限に達し次第終了

②ポイント還元率

店舗区分	還元率		
	最大3% (～8月10日)	最大10% (8月11日～ 10月10日)	最大5% (10月11日～ 12月31日)
中小個店	3%	10%	5%
準大型店（コンビニ等）	2%	5%	3%
大型店	0%	0%	0%

③ポイント有効期限 付与日から6か月後の末日

【予算（令和８年度補正予算）】

歳出 ４９０，８２９千円（世田谷区商店街振興組合連合会への補助）

歳入 １３５，６９４千円（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）

（２）新たな融資あっせん制度の創設

「世田谷区中東情勢対応緊急資金融資」

【主な内容】

- ①あっせん受付期間 令和８年８月３日（予定）～令和９年３月３１日
- ②本人負担利率 ０％（名目利率２．０％、区負担利率２．０％）
- ③資金使途 運転資金、借換資金（世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資の借換に限定し「⑨利用要件」を満たすなど要件あり）
- ④限度額 １，０００万円
- ⑤返済期間 ５年以内（据置期間６か月以内を含む）
- ⑥担保 原則不要
- ⑦保証人 法人の場合は必要となる場合あり。個人の場合は原則不要
- ⑧信用保証料 １／２補助（小規模企業者の場合、東京都が負担）
- ⑨主な利用要件
 - ・世田谷区内に本店登記所在地（個人は住所又は主たる事業所）があり、同一事業を１年以上営んでいること
 - ・法人都民税及び法人事業税（個人は住民税及び個人事業税）を滞納していないこと
 - ・中東情勢の緊迫化に伴う原油・原材料価格の高騰等の影響により、資金繰りに支障が生じていること
 - ・次のアかイのいずれかに該当していること
 - ア 申込月の前々月から申込月までの３か月間の売上高が、その前年同期と比べて２０％以上減少していること
 - イ 申込月の前月から申込月の翌月までの３か月間の売上高が、その前年同期と比べて２０％以上減少していること

【予算（令和８年度補正予算）】

歳出 ３６，０９９千円

歳入 なし

◎問合先 商業課 電話０３－３４１１－６６５２